

岡崎市介護保険福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市（以下「市」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的負担を軽減するため、福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 受領委任払いとは、市が居宅要介護被保険者等に対し福祉用具購入費を支給するに当たり、居宅要介護被保険者等が委任した特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者（以下「事業者」という。）をその受取人とし、市が当該事業者福祉用具購入費を支払うことをいう。

(対象者)

第3条 受領委任払いを利用できる居宅要介護被保険者等は、法第66条から第69条までの規定に基づく保険料の滞納等による支払方法変更等の記載がない者とする。

(受領の委任)

第4条 受領委任払いを利用しようとする居宅要介護被保険者等は、福祉用具購入費の支給に係る受領に関し、事業者はその権限を委任しなければならない。

(登録の申請)

第5条 この要綱による福祉用具購入費の支給に係る受領委任払いを受託する事業者は、介護保険受領委任事業者登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(登録の通知)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、事業者の受領委任登録について決定し、介護保険受領委任事業者登録決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(支払)

第7条 市長は、前条により受領委任払い登録を決定したときは、居宅要介護被保険者等に福祉用具購入費を支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者等に代わり、受領委任事業者福祉用具購入費の支払いをすることができるものとする。

(自己負担)

第8条 福祉用具購入費の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、福祉用具購入に要する費用（保険給付の対象となる費用部分に限る。）のうち、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

(申請)

第9条 居宅要介護被保険者等は、福祉用具購入費の支給を受領委任払いにより支給しようとするときは、あらかじめ介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任払い支給申請書（様式第3号）に見積書及びパンフレットを添えて市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 居宅要介護被保険者等は、事前確認を受けた内容に沿って特定（介護予防）福祉用具を購入後、領収書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の書類の提出を受けた場合は、内容を審査して福祉用具購入費の支給又は不支給を決定するものとする。

4 市長は、前項による福祉用具購入費の支給又は不支給を決定したときは、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書〔受領委任〕（様式第4号）により居宅要介護被保険者等に通知し、介護保険償還払支給（不支給）のお知らせ〔受領委任〕（様式第5号）により事業者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。